

(別紙)

輸出検査実施要領（令和 5 年 2 月 20 日付け 4 消安第 5904 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
第 1 ～ 第 9 （略）		第 1 ～ 第 9 （略）	
別表 1 （第 4 関係）		別表 1 （第 4 関係）	
区分別検査の方法		区分別検査の方法	
区分	検査の方法	区分	検査の方法
栽培地検査	(略)	栽培地検査	(略)
消毒検査	(略)	消毒検査	(略)
精密検査	1) (略) 2) 栽培の用に供する植物について精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる数量を検査に供する。 ① 種子について栽培検定を実施する場合には、規程第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる数量を目視により確認し、種子表面に変色、小黑点等の異常、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる種子（以下「異常種子」という。）を優先的に、当該数量から 10%を抽出し、プロッター法等により、検査対象の糸状菌等の有無を確認する。 ② (略)	精密検査	1) (略) 2) 栽培の用に供する植物について精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる数量を検査に供する。 ① 種子について栽培検定を実施する場合には、規程第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる数量を目視により確認し、種子表面に変色、小黑点等の異常、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる種子を優先的に、当該数量から 10%を抽出し、プロッター法等により、検査対象の糸状菌等の有無を確認する。 ② (略)

	<u>③ 種子について線虫検査を実施する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、異常種子を優先的に、当該数量から10%を抽出し、ベールマン法、フェンウィック法等により、検査対象の線虫の有無を確認する。</u>		(新設)
	<u>④ (略)</u> 3)～5) (略)		<u>③ (略)</u> 3)～5) (略)
目視検査	(略)	目視検査	(略)
別表2・別表3 (略) 様式第1号～様式第14号 (略)		別表2・別表3 (略) 様式第1号～様式第14号 (略)	

附 則

この通知は、令和6年7月3日から施行する。